

審査庁 厚生労働大臣

諮問番号 平成28年度諮問第1号（平成28年11月28日諮問）

答申番号 平成28年度答申第2号（平成29年2月28日答申）

事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯

- (1) 審査請求人は、平成27年7月21日、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）4条の規定に基づき、故P（以下「故P」という。）に係る特別弔慰金の請求を行った。

（審査請求人の第十回特別弔慰金請求書）

- (2) 一方、審査請求人の妹であるQ（以下「Q」という。）は、審査請求人に先立って、平成27年4月14日、処分庁に対し、同様に特別弔慰金支給法4条の規定に基づき、故Pに係る特別弔慰金の請求を行った（以下、Qの請求を「本件先行請求」、審査請求人の請求を「本件後行請求」という。）。

（Qの第十回特別弔慰金請求書）

- (3) 処分庁は、平成28年1月6日、Qに対し、本件先行請求について、同人が特別弔慰金を受ける権利を有する者である旨の裁定（以下「本件裁定処分」という。）をした。

（Qに対する第十回特別弔慰金裁定通知書控）

(4) その後、処分庁は、平成28年5月9日付けで、審査請求人に対し、本件後行請求を却下する旨の処分（以下「本件却下処分」という。）をした。

（却下通知書）

(5) 審査請求人は、平成28年5月26日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

（審査請求書の写し）

(6) 審査庁は、平成28年11月28日、当審査会に対し、「本件審査請求は棄却すべきである」として諮問した。

（諮問説明書）

2 本件審査請求の要旨

審査請求人は、「請求書の提出日が早いか遅いかのみの差で、他の諸事実を全く無視して行った本件却下処分には、正当性が微塵もない。審査請求人は、相続において旧民法の適用を受け、長男として妹であるQより優位である。Qは、B地の実家に居住して祖母や審査請求人らと苦楽をともにしたことは一日もない。」旨主張して、本件却下処分の取消しを求めている。

第2 諮問時における審査庁の判断

審査庁は、本件諮問に際し、「審査請求人とQは、故Pに係る特別弔慰金の請求について、同順位の遺族であり、特別弔慰金支給法6条には、権利を有する者が複数あるときは、その一人がした請求は全員のためにその全額についてしたものとみなし、その一人に対してした権利の裁定は、全員に対してしたものとみなすと定められており、Qに対して行った権利の裁定は審査請求人に対しても行ったものとみなされるから、審査請求人からの請求については、これを却下した原処分は適正であって、本件審査請求には理由がない。」との理由を示して、「原処分は適正であって、本件審査請求には理由がないから棄却すべきである。」との諮問時点での判断を示している。

なお、審理員も、その意見書において、審査庁と同旨の理由を述べた上、「審査請求人には旧民法が適用され、相続権は長男扱いとなるから、Qよりも優位である。」との審査請求人の主張は判断に影響を与えるものではないとして、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであるとの意見を審査庁に対して提出している。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、審理員名簿に基づき、大臣官房総務課審理室長であるR（以下「審理員R」という。）、同室総括審理専門官であるS及び同室企画調整専門官であるT（以下「審理員T」という。）を指名し、そのうちの審理員Rを審理員の事務を総括する者として指定し、平成28年7月11日付けでその旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

イ 審理員Tは、同日付けで、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、同年8月11日までに弁明書を提出するよう求めた。

ウ 処分庁は、同年8月9日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

審理員Tは、同年8月22日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同年9月22日までに提出するよう求めたが、審査請求人から反論書の提出はなかった。

エ 審理員Tは、同年10月14日付けで、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同年10月28日である旨を通知した。

オ 審理員Rは、同年10月27日付けで、審査庁に対し、「審理員 R」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Tは、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。

- (2) 本件諮問に至るまでの一連の手続は、前項記載のとおりであり、前記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 R」と記載されているところ、「諮問第1号事件に係る審理員意見書への審理員の記名について（回答）」によれば、同意見書は、審理手続終結時の審理員3名全員が関与して作成されたものであり、作成者としては事務の総括をする者である審理員Rの氏名のみを代表として記載したものであることが認められる。

審理員が複数選任されている場合、それぞれ役割を分担して審理手続の事務に当たることは否定されるべきものではないが、審理員は、いずれも公正に審理を行い、その結果が裁決に適正に反映されるように、審理の結果を審理員意見書にまとめる責務を負っているというべきであるから、審理員意見書は終結時の審理員全員によって共同して作成し、その趣旨を明確にするために、審理員意見書には作成に関与した審理員全員の氏名を記載するのが相当である。

その他の点については、違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 弁明書及びQに対する第十回特別弔慰金裁定通知書控によれば、

ア Qは、平成27年4月14日、処分庁に対し、特別弔慰金支給法4条の規定に基づき、本件先行請求を行った、

イ 処分庁は、本件先行請求は適法なものであり、審査請求人の本件後行請求より先に提出されたものであったことから、故Pに係る特別弔慰金の請求については、本件先行請求について権利裁定を行うこととし、平成28年1月6日付けで、Qに対し、Qを名宛人として、本件裁定処分を行った、

ウ その上で、処分庁は、特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合については、「その一人のした特別弔慰金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別弔慰金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなす。」（特別弔慰金支給法6条）と定められており、故Pに係る特別弔慰金の裁定を重複して行うことはできないものと判断して、本件却下処分を行ったことが、それぞれ認められる。

(2) 特別弔慰金支給法は、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日において、戦没者等の遺族が恩給法（大正12年法律第48号）75条1項2号に規定する扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）23条1項1号又は同条2項1号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する場合又は他にこれらの権利を有する者がある場合を除き、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する旨を定め（特別弔慰金支給法3条）、同法2条1項において、上記の「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに遺族援護法による弔慰金を受ける権利を取得した者で、同日において日本の国籍を有しているもの（同日において離縁によって死亡した者との親族関係が終了しているものを除く。）のうち、同項1号及び2号のいずれにも該当しないものをいうと定義しているが、上記の弔慰金を受ける権利を取得した者が、同日において死亡しているときは、当該死亡した者の子は、同項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなすと定めている（同条3項）。

(3) 故Pは、昭和20年7月20日（時刻不明）C地で戦死したものであり、同人の妻として遺族援護法23条1項1号に基づく遺族年金を受給していた

Uは平成27年4月1日の時点において既に死亡しているとみられることから、故Pの子であるQ及び審査請求人はいずれも、特別弔慰金支給法2条3項所定の「当該死亡した者の子」として弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされることとなり、その順位は同一である。

- (4) ところで、特別弔慰金の額は、死亡した者一人につき25万円とし、5年以内に償還すべき記名国債をもって交付し（特別弔慰金支給法5条1項）、特別弔慰金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生労働大臣が行うこととされている（同法4条）ところ、同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、その一人のした特別弔慰金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別弔慰金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなす（同法6条）と定められている。

もっとも、同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合にその一人の請求に対して特別弔慰金を受ける権利を有する旨の裁定がされたときにも、個人を氏名などで具体的に特定した上で権利裁定がされるのは当該請求の請求者のみに限られ（当該請求を行った者以外の者については、個々の具体的な氏名等は特定されず、単に同法6条において示された「同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者」に該当する者であれば権利の裁定が行われたものとみなされるにとどまる。）、また、特別弔慰金としての額面金額25万円の第十回特別弔慰金国庫債券の受取人となりその交付を受けることができるのも、原則として、当該請求に係る裁定において特別弔慰金を受ける権利を有する者として具体的な個人を特定して権利裁定がされた者だけに限られている（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和40年大蔵省令第41号）3条、7条、8条1項）。

- (5) このような関係を前提として、処分庁は、故Pに係る特別弔慰金を受ける権利について、Qと審査請求人が同順位であり、Qの請求の日が審査請求人よりも早い平成27年4月14日であったことから（審査請求人の請求の日は同年7月21日）、平成28年1月6日付けでQに対して本件裁定処分を行い、その後、同年5月9日付けで、本件裁定処分がされたことによって審査請求人についても権利裁定を行ったものとみなされたことになり（特別弔慰金支給法6条後段）、審査請求人に対して二重に裁定することはできない

ことから、審査請求人の本件後行請求について、本件却下処分を行ったものであると認められる。

(却下通知書、審査請求人の第十回特別弔慰金請求書、Qの第十回特別弔慰金請求書)

(6) ところで、故Pに係る特別弔慰金については、Qの請求（本件先行請求）と審査請求人の請求（本件後行請求）の同順位者による二つの請求が併存していたものである。審査請求人は、本件審査請求における不服の理由として、故Pに係る特別弔慰金の支給については審査請求人の請求の方がQの請求より優先されるべきであると主張し、Qの請求について権利裁定を行い、これを前提に本件却下処分を行ったことを不服としているのであるから、審査庁としては、まずQの請求と審査請求人の請求の同順位者による二つの請求のうちQの請求について先に権利裁定をすることが違法又は不当ではないという理由を示す必要があるというべきである。しかるに、本件の諮問説明書及び審理員意見書においては、この点については触れるところがなく、専らQに本件裁定処分が行われたことを所与の前提とした上で、これにより特別弔慰金支給法6条の規定が適用される結果、審査請求人に対しても権利裁定が行われたことになるので本件後行請求に対して重複して権利裁定を行うことができないという点の説明に終始しているものであって、審査請求人の主張を正しく踏まえた上で判断の理由が示されているとは言い難い。

(7) そこで、以上認定の事実を前提として検討すると、同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合であっても、特別弔慰金として交付されるのは額面金額25万円の記名国債1枚であり、その交付を受け得る者も一人に限られることからすれば、特段の事情も認められない本件においては、現に特別弔慰金の請求を行った同順位者のうち、最初に請求された本件先行請求について権利裁定を行うことは合理的なものであって、この点に違法又は不当があるとは認められない。審査請求人は、同人が相続において旧民法の適用を受けた長男であり、また、Qは、B地の実家に居住して祖母や審査請求人らと苦楽をともにしたことは一日もないなどとして、故Pに係る特別弔慰金を受ける権利については自らがQよりも優位であると主張するが、同順位者からの請求が併存した場合、いずれの者からの請求に対して権利裁定を行うかを決するに当たって、これらの事情を考慮すべきものとは解されない。

そうであるとすれば、審査庁が諮問説明書において主張するとおり、本件先行請求について権利裁定が行われ、本件審査請求人についても特別弔慰

金を受ける権利の裁定が行われたものとみなされる結果（特別弔慰金支給法6条後段）、その後に重複した裁定を行うことはできないのであるから、審査請求人の本件後行請求を却下した本件却下処分は相当であるというべきであり、この点に違法又は不当があるとも認められない。

(8) したがって、本件審査請求を棄却すべきであるとした審査庁の判断は、結論において妥当であるというべきである。

3 付言

なお、当審査会は、本件事案のように、同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人あり、特別弔慰金請求同意書が提出されなかった場合において、同順位者のうちの特定の一人の請求について権利裁定を行い、他の者の請求を排斥する処分を行うに当たっては、処分庁は次のような配慮をすべき必要があるものと思料する。

(1) すなわち、特別弔慰金支給法は、特別弔慰金を死亡した者一人につき25万円として5年以内に償還すべき記名国債をもって交付するという前提の下で、事務処理を円滑に進めるために同法6条の規定を設けているが、特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合、そのうちの一人のした特別弔慰金の請求は「全員のために」したものとみなされるものであり（同条前段）、特定の一人が権利裁定を得て記名国債の交付を受けたとしても、これによって、その者に対し、他の権利者の権利を消滅させて特別弔慰金を独占することを認めるものではなく、記名国債の交付後に権利者間で調整が行われることが予定されている。その意味においては、特別弔慰金としての記名国債を受領した者は、同順位者らを代表して受領したものと理解すべきである。戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和40年厚生省令第27号）において、特別弔慰金を受ける権利を有する同順位の者が数人あるときは、「遺族又は遺族の相続人として特別弔慰金を受けようとする他の同順位の者の同意書」又は「前号の同意書が提出できない場合、その旨を記載した書類」の添付を要するものとし（同施行規則1条5項）、実務上、可能な限り同意書の提出を求めているのも、このような前提に立っているものである。このことは、同順位者の中で調整が整わずに上記の同意書が提出できなかった場合であっても同様であり、現に、本件事案においても、Qは、平成27年4月14日付けで、「特別弔慰金の受給に係る同順位者Xとの調整については、遺族間で行うことをあわせて申し立てます。」旨を記載した

「請求同意書を提出することができない旨の申立書」を処分庁に提出している。

また、特別弔慰金支給法は、「同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、その一人のした特別弔慰金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみな（す）」（同法6条前段）としているものの、適法な請求が存在する場合に、その後他の権利者が請求を行うこと自体は禁じていない。そして、同順位者の行う特別弔慰金の請求は、同法6条の規定の存在にかかわらず、いずれの権利者からの請求について権利の裁定がされるかによって、誰が特別弔慰金としての記名国債の受取人となり得るかという点において差異が生じるのであるから、適法な請求が存在する場合にその後された他の権利者の請求が、講学上のいわゆる重複請求に当たるとして不適法なものであると解するのは相当でなく、実務上も、その後された他の権利者の請求自体を不適法なものとして取り扱うことはされていない。

(2) しかしながら、本件却下処分の通知書の却下の理由は、「第十回特別弔慰金に関し、あなたより先に、あなたと同順位者から請求がなされておりますので、あなたの請求を却下します。」としか記載されておらず、本件先行請求に対する本件裁定処分の存在については全く触れられていない。そのため、同順位者でありながら、他の特定の一人の請求について権利裁定が行われた後に自らの請求について却下の判断を受けた者は、特別弔慰金について同順位者から適法な請求がされた後にされた請求については一般的に請求そのものが不適法であり、請求者は当該特別弔慰金の請求について全くの無権利者であると判断されたかのように受け取るおそれがないとはいえない。このような処分庁の対応が、実務において他の同種の事案についても行われているとすれば、この点が同順位者間に無用な紛争や不公平な結果を生じさせる大きな要因となっているものと考えられる。

(3) そこで、本件事案のように、同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ありながら、同意書の提出がされなかった場合においては、処分庁は、例えば、そのうちの一人について権利裁定を行う際、当該裁定によって権利の裁定がされたとみなされる（特別弔慰金支給法6条後段）者の中には、他に請求を行っている同順位者が含まれることをその者の氏名を具体的に掲記するなどして明らかにしたり、あるいは、同順位者の請求を却下する際、当該却下処分の理由中において、別の同順位者の誰に対し

ていつ権利裁定が行われ、その権利裁定によって、当該却下処分の名宛人についても、既に特別弔慰金を受ける権利の裁定がされたものとみなされたために、当該請求については重複して権利裁定を行えないことを明記するなど、特別弔慰金としての記名国債を特定の一人に交付した後に、同順位の権利者間において、それぞれが権利の状態を正しく認識し、当該特別弔慰金について公平な調整が行われやすくなるための何らかの配慮をすることが強く望まれる。

ちなみに、金銭による給付を前提とするものではあるが、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）に基づく給付金について、「給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人がした申請は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。」との規定（同法4条5項）があるにもかかわらず、第1順位の遺族が複数存在し、そのうちの一人が同順位の遺族全員のため全額を申請して全員分の給付を受けることにつき他の同順位の遺族の同意が得られない場合には、各遺族に対する円滑な給付金の支給を行うための措置として、当該申請者からの申請は当該申請者個人のためにしたものとして個別に申請を受け付けて、定められた給付金の額を第1順位の遺族の人数で除した額を給付する特別な措置を講じるなど、事務処理の渋滞の防止を図りながらも、個々の権利者の保護にも十分に配慮した運用を予定する例も存在する。

4 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ